

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 46
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

「事業復活支援金」

「オミクロン株影響対策緊急応援金」のご案内

国および鳥取県から新たな補助金制度が創設されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大長期化に伴い、**売上げが減少した事業所**に対する支援を行っています。詳しくは各補助金制度のホームページをご覧ください。概要は以下の通りです。

1. 事業復活支援金（経済産業省）

【申請期間】

2022年1月31日（月）～ 同年5月31日（火）

【給付対象】

①と②を満たす中小法人・個人事業者

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して
50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

※新型コロナ対策として、国または地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、
各月の事業収入から除く

【給付額】

中小法人等 最大250万円 個人事業者等 最大50万円

【相談窓口】

0120-789-140（8:30～19:00、土日祝日を含む全日）

（IP電話専用回線：03-6834-7593）



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

2. オミクロン株影響対策緊急応援金（鳥取県）

【対象者】

個人開業医のみが対象です（医療法人は対象外です）

※事業復活支援金と併給が可能です

【支給要件】

- ・コロナ禍の影響により、令和4年1月～2月の2か月分の売上額（合算）が、
過去3年間（平成31年～令和3年）の内、いずれかの年の同時期（1月～2月）と比較して30%以上減少
- ・雇用維持の意思（従業員がいない場合も対象）
- ・感染対策徹底およびコロナ禍回復後の事業継続（本格事業再開）を目指していること

【支給額】

売上規模に応じ、1事業者あたり 上限20万円～40万円

| 売上規模(基準期間の月平均) | 上限額 |
|----------------|------|
| 50万円未満 | 20万円 |
| 50万円以上200万円未満 | 30万円 |
| 200万円以上 | 40万円 |

【申請期間】

2022年3月1日（火）～ 同年5月31日（火）

【問い合わせ先】

鳥取県オミクロン株影響対策緊急応援金コールセンター（県庁商工政策課内）

☎ 0857-26-8634（平日8:30～17:15）

メール shoukou-taisaku@pref.tottori.lg.jp

↓詳しくはこちら（応援金専用ホームページ）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/302627.htm>

オミクロン株影響対策緊急応援金

